

労働・助成金情報 特急便

第 152 号 (2025 年 12 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

令和 7 年度の全国で最も低い最低賃金は、1,023 円となっています。

これにより、短時間労働者の社会保険加入対象となる従業員が 51 人以上いる企業は、週 20 時間以上、2か月を超えて働くパートアルバイト（学生アルバイトは除く）は社会保険に加入する要件に必ず該当することになります。

そして、短時間労働者の社会保険加入の対象になる企業の規模要件の縮小と撤廃予定が決まりました。さらに会社の社会保険料の負担が増加する見込みです。今回は、現在の社会保険加入対象と今後の短時間労働者の加入拡大の内容と時期を確認します。

現在の社会保険加入の事業所の範囲

- 法人
- 5 人以上の従業員がいる個人事業主（非適用業種は除く）

非適用業種は、宿泊業、飲食サービス業、理容・美容・浴場業、娯楽業、デザイン・写真業、農業、林業、漁業などです。

現在の社会保険加入の短時間労働者の要件

- 社会保険に加入している従業員が 51 人以上の企業
- 週 20 時間以上の勤務
- 給与が月額 88,000 円以上（残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は除く）
- 2か月を超えて雇用する
- 学生ではない（休業中・定時制・通信制は加入）

① 短時間労働者の企業規模要件の縮小と撤廃

10 年かけて段階的に、企業の規模にかかわらず、週 20 時間以上働く短時間労働者は社会保険に加入することになります。

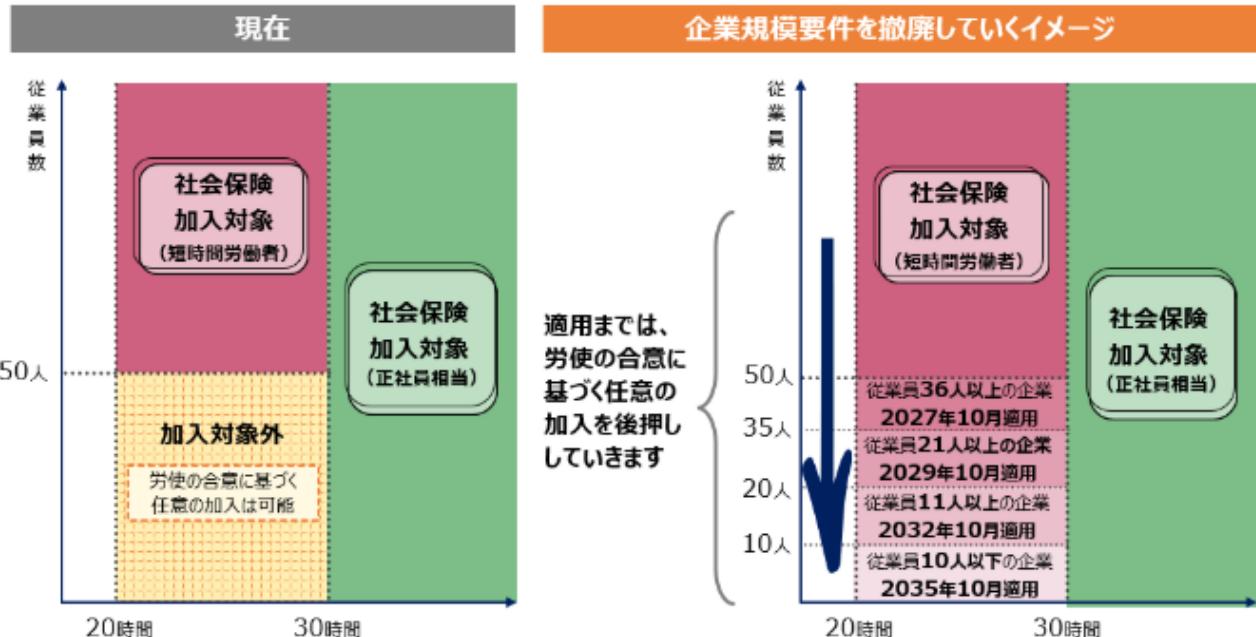
【時期と企業の規模】

- 2027 年 10 月適用 従業員 36 人以上の企業
- 2029 年 10 月適用 従業員 21 人以上の企業
- 2032 年 10 月適用 従業員 11 人以上の企業
- 2035 年 10 月適用 従業員 10 人以下の企業

短時間労働者の加入要件

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

- 企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにします。



出典：厚生労働省『社会保険の加入対象の拡大について』

② 短時間労働者の賃金要件の撤廃

「年収 106 万円の壁」として意識されていた、月額 8.8 万円以上の要件が撤廃されます。最低賃金 1,016 円以上の地域で週 20 時間以上働くと、年額換算で約 106 万円となります。現在、最も低い最低賃金は 1,023 円です。そのため、短時間の社会保険加入の対象になる会社は、週 20 時間以上働く従業員がいる場合は必ず社会保険に加入することになります。

【時期】2025 年 6 月から 3 年以内

③ 個人事業所の適用対象の拡大

常時 5 人以上の者を使用する全業種の事業所が適用対象となります。

すべての業種が適用になるため非適用業種はなくなります。

【時期】2029 年 10 月

今後も最低賃金は上がり続け、さらに社会保険料の負担が増加することが予想できます。

2028 年 10 月からは、雇用保険の加入要件が週 20 時間以上から週 10 時間以上になる予定です。会社の負担がえていくことを考えると、給与の見直しだけでなく、安定的に会社を経営していくためにも長期的な視点で、週 20 時間で働いているパート・アルバイトの働き方、正社員の働き方、会社の方向性を今から検討する必要があります。

参考サイト：厚生労働省ホームページ『社会保険の加入対象の拡大について』